

# 平成 25 年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	7	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他（都市計画税）		
見直し 項目名	三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る軽減措置の廃止		
見直し 内容 （概要）	<p>（現行制度の概要） 平成 12 年から平成 17 年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害により滅失し、又は損壊した家屋及び償却資産の所有者が、平成 17 年 2 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、当該被災家屋及び償却資産に代わる家屋及び償却資産を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 4 年度分の当該家屋及び償却資産に係る固定資産税について課税標準を価格の 2 分の 1 の額とする。</p> <p>（見直し内容） 適用期限の満了に伴い、本特例措置を廃止する。</p>		
関係条文	〔 地方税法附則第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項 〕		
増収 見込額	0（ 0 ）（単位：百万円）		
廃止 又は 縮減の 理由	<p>三宅島噴火災害については、平成 12 年 7 月 8 日に発災し、住宅被害は全壊 33 棟、半壊 253 棟（平成 24 年 4 月 1 日現在）の被害が生じ、島外避難指示が発令された。こうした状況の中、政府はこれまで、現地（三宅村役場）に非常災害対策本部を設置し、応急救助活動に取り組むとともに、局地激甚災害指定など被災者支援と被災地の復興に政府全体として全力をあげて取り組んできたところであり、被災者支援と被災地の復興を図ることを目的とする本特例も、その一環として措置されたものである。</p> <p>発災から 12 年が経過し、被災地域の復旧・復興も概ね順調に進められてきたことから、今般、適用期限を迎えるにあたり、本特例措置の廃止をするものである。</p>		
ページ		7-1	